



コンクリートポンプ車特定自主検査の 超音波探傷（U T）検査について

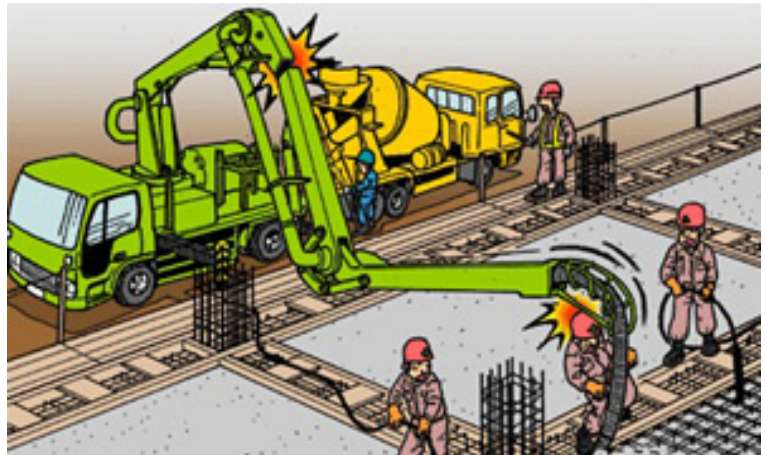
コンクリートポンプ車のブーム折損等による労働災害の多発に伴って、平成 20 年 7 月 23 日付けで厚生労働省より都道府県労働局労働基準部長あてに通達（基安安第 0723006 号「コンクリートポンプ車による労働災害の防止について」）が発せられ、これにより、原則として製造されて 4 年以上経過した場合及び応力がかかる部材が溶接等で補修された場合のコンクリートポンプ車の特自検においては、ブーム等の特定の場所について超音波探傷検査（以下「U T 検査」という。）

を行う事が適当であるとされました。

このようなことから特定自主検査で U T 検査を行う場合に用いる特定自主検査詳細記録表（以下「詳細記録表」という。）を新たに作成しました。

尚、Ⅰ. U T 検査の概略、Ⅱ. 通達の抜粋及び、Ⅲ. Q & A を以下に掲載します。

これからも働く人の安全を守る特定自主検査の実施をよろしく願います。



Ⅰ. U T 検査の概略

1. 対象車両

製造されて 4 年以上経過した車両

応力がかかる部材が溶接等で補修された車両

2. 超音波探傷検査の点検箇所

超音波探傷検査は詳細記録表の『U T』で指示された箇所を検査する。

U T 検査を行わない部分は詳細記録表の図示

された部分を含むブーム全体を目視、浸透探傷器により検査する。

3. 詳細記録表と記入方法の入手先

詳細記録表と記入方法は建荷協のホームページ (<http://www.sacl.or.jp/>) に掲載しています。それぞれをプリントして使用する。



特定自主検査詳細記録表の一例

Ⅱ. 通達からの抜粋

1. 車両系建設機械の定期自主検査指針の「6. 1. 6 (1) a ブーム」の「②打こん及び局所的なへこみ並びに溶接部のき裂及び損傷の有無を調べる。」の項及び「6. 1. 9 及び 6. 1.10 (3) a ビーム、ビームボックス及びフロート」の「②き裂及び変形の有無を調べる。」の項中、「き裂が疑わしい場合」として、「製造されて 4 年以上経過した場合及び応力がかかる部材が溶接等で補修された場合」が含まれること。
2. 車両系建設機械の定期自主検査指針の「6. 1. 6 (1) a ブーム」の「②打こん及び局所的なへこみ並びに溶接部のき裂及び損傷の有無を調べる。」の項及び「6. 1. 9 及び 6. 1.10 (3) a ビーム、ビームボックス及びフロート」の「②き裂及び変形の有無を調べる。」の項の「探傷器等で調べる。」の方法としては、ブーム内面の溶接箇所等浸透探傷法による検査が困難な箇所については超音波探傷器等で調べることが適当であること

以下 略（全文は建荷協のHP参照）



III. コンクリートポンプ（CP）車の超音波探傷（UT）検査に関するQ & A

	Q	A
UT検査の対象となるCP車について	なぜ登録4年目以降のCP車がUT検査の対象となっているのですか？	ブームなどのき裂による約400件の補修履歴を調べると、全て登録4年以上のCP車で行われているからです。
	ブーム等を含む作業装置を新しいトラックシャーシに寄せ換えて新車登録を行なったので4年間はUT検査を実施しなくてもいいのですか？	UT検査を実施する必要があります。 CP車の作業装置が最初の新車登録から4年以上経過または応力がかかる部材に溶接補修を行なっていればUT検査の対象になります。
UT検査の依頼先について	検査業者の中でCP車のUT検査資格を持っているところはありますか？	現在のところUT検査の資格を持った検査業者はごく限られています。特自検検査者がUT検査を行うには、UT検査資格が必要となります。 今後UT検査ができるように、いくつかの特自検検査業者が準備を進めています。
	UT検査はどこに依頼すればいいのですか？	社団法人日本溶接協会が認定するCIW検査会社で、かつ、一般社団法人CIW検査業協会の会員会社に依頼することを推奨しています。 CIW検査業協会ではCP車の超音波探傷検査に関する研修会を行い、受講した検査会社は今後積極的にUT検査に取り組みます。 依頼は直接検査会社に行くか、またはCIW検査業協会に相談して下さい。 CIW検査業協会で行った研修会受講会社一覧はCIW検査業協会のホームページ ^{※1} で確認してください。
	UT検査を検査会社に依頼したときの特自検検査者の役割は？	特自検検査者は持っているCP車の知識をもとに詳細記録表を用いてUT検査箇所を検査会社の検査員に指示し、UT検査マニュアルにより検査結果を判定したうえで、記録表及び詳細記録表を作成してください。
CP車の特自検について	UT検査を実施しないと特自検の検査済標章は貼れないのですか？	UT検査が必要なCP車においてUT検査が未実施の場合は特自検が完了したことになりませんので、検査済標章は貼付できません。
	特自検のUT検査と他の検査が同時に出来ない場合どのように対処すればよいのでしょうか？	特自検の全ての検査は同時に行うことが原則です。 しかし、UT検査を他業者に依頼すると質問のとおり同時にできない場合も想定されます。 その場合はUT検査を先行して行い、その後おおむね1ヶ月以内に他の検査を行い全ての検査を特自検の有効期限内で完了させる方策も考えられます。
詳細記録表について	4年未満で応力がかかる部材に溶接補修を行っていないCP車は詳細記録表を作成する必要があるのですか？	詳細記録表を作成する必要があります。 UT検査の必要がなくても詳細記録表を用いて目視検査等は確実に実施してください。
	詳細記録表のないCP車はどうすればよいのですか？	建荷協発行のCP車の特自検マニュアル(TQ-CP-01-C)および特自検能力向上教育用テキスト(TL-CP-01-A)等を参考にUT検査箇所を決めてください。 但し、ブームの構造等がわかりませんのでUT検査範囲を広く設定する必要があります。
特自検検査者への教育について	検査者への教育は実施する予定ありますか？	CP車の特自検検査者に対するUT検査の基礎的知識を付与する実務研修は6月から全国9箇所で開催しますので、受講をお勧めします。詳しくはお近くの建荷協支部にお問合せください。
UT検査資格の取得について	UT検査の資格を取るにはどうしたらいいのですか？	CP車の特自検検査者がUT検査を実施するには日本非破壊検査協会が認定するUT検査レベル1の資格が必要です。 詳細は日本非破壊検査協会のホームページ ^{※2} で確認してください。

※1 CIW検査業協会ホームページ URL <http://www.ciw.gr.jp/index.htm>

※2 日本非破壊検査協会ホームページ URL <http://www.jsndi.jp/>

